

国民年金コーナー

～年金はみんなが加入し支え合う制度です～

公的年金の制度とは、年老いた方や病気やけがで障がいを負った方の生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務付けられています。加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入の手続き方法などが異なります。



■国民年金被保険者の種類など

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生、無職の方など	会社員や公務員など厚生年金保険に加入している方	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
保険料	・月額16,410円(令和元年度) ・納付書や口座振替、クレジットカードなどで納付	・報酬に比例した額を勤め先と半額ずつ負担 ・給料から天引きされ、勤め先が納付	・自己負担なし ・配偶者が加入する年金制度が負担
手続き先	市区役所または町役場へ届け出	勤め先で事業主が届け出	配偶者の勤め先経由で届け出

国民年金の給付には65歳を迎えたときに受けとれる「老齢基礎年金」、障がいを負ったときに受けとれる「障害基礎年金」、老齢基礎年金を受けている人が死亡したときに一定の要件を満たす遺族が受けとれる「遺族基礎年金」の3種類があります。

老齢基礎年金を受けとるためには保険料を納めた期間や免除などを受けていた期間(資格期間)が原則10年以上必要です。保険料を未納にすると万が一の

ときに障害基礎年金などの保障を受けられないことがあります。保険料の納付が困難な場合には、保険料の前納制度や免除制度、猶予制度を利用しましょう。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

国民健康保険からのお知らせ

～非自発的失業者に対する軽減措置について～

会社の倒産や解雇などの非自発的な理由で離職し、国民健康保険に加入された方は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。

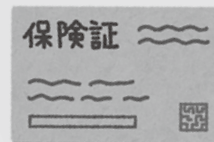
■対象者

次のすべての条件を満たす方

- (1) 離職日の時点で65歳未満の方
- (2) ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次に該当する方。

	離職理由コード
特定受給資格者 (倒産・解雇などによる離職)	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者 (雇い止めなどによる離職)	23、33、34

※高齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりませんのでご注意ください。



■軽減内容

対象者の前年の「給与所得」を100分の30として算定します。

※軽減対象となるのは、給与所得のみで、譲渡所得や年金などの雑所得は軽減対象とはなりません。

■軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで

※軽減期間中に社会保険などに加入し、国民健康保険を脱退した場合は、軽減終了となります。

■申請方法

ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」と保険証・印鑑を持参のうえ、町民生活課で申請してください。

☎町民生活課 ☎72-6933